

人権意識の本質を伝えたいからこそ

長い間、継続して人権啓発講演会を開催しています。ときには「以前と同じような内容で飽きた」というご意見もいただきます。しかし、それこそが人権意識の本質なのです。いじめ、差別、ハラスメント、LGBT等、全ては人権問題です。その本質は不変で、わかって欲しいこと気づいて欲しいことは同じです。本質を伝えたいからこそ、基本的で大切な部分は同じ内容となります。



いじめ、差別、ハラスメント、LGBT等、それぞれを個別テーマにすれば、対象はわかりやすくなりますが、人権問題を切り取った内容となり、そこだけに焦点が当たることによって人権意識の本質が伝わりにくくなります。人権意識の本質がわかれば、個別の人権問題はどれも同じであることに気がつきます。もちろん、それぞれ個別のテーマから人権問題を提起することも必要ですが、私たちは人権意識の本質を伝えたいのです。繰り返し、継続し、伝えていくことで理解してほしいと願っています。

そしてもう一つ大切なメッセージを込めています。以前聞いたときからの自分を振り返って欲しいのです。例えば、1年前に話を聞いたなら「この1年間、自分の人権意識はどうだったか？行動はどうだったか？」を振り返る機会にして欲しいのです。それが人権意識の向上にもつながります。人権意識が向上すれば、同じ内容の話でも感じ方が異なってくるはずで、そんな想いを持って話をしています。

山梨県では知事選で今後の首長が決まり、甲府市は開府500年を迎えます。節目の年、行政の立場だからこそ、人権啓発の意味をしっかりと汲み取り、人権意識の本質を伝えて欲しいと願います。

いじめ問題にしっかりと取り組む県であって欲しい

今年は元号が変わる大きな節目の年です。平成の時代を振り返りますと、子どものいじめ問題が非常に加速した時代と言えます。悲惨ないじめ事件も数多くあり、それに伴い、いじめの定義も変わってきました。昭和61年度には、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査における定義は以下となっていました。

「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているものであって、学校としてその事実③（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わないもの」とする。

平成6年度には、「学校としてその事実（関係児童生徒、いじめの内容等）を確認しているもの」を削除、「いじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うこと」が追加。平成18年度には、「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除、「いじめられた児童生徒の立場に立つて」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈を追加しました。平成25年度からはいじめ防止対策推進法の施行に伴い、以下のとおり定義されています。（平成29年3月16日改定）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

いじめ防止対策推進法においては、【国、地方公共団体、学校は、それぞれ「国の基本方針」「地方いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」を策定する】として、国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務が課せられています。県内を見てみると、まだ策定していないところもあるようです。もちろん、策定するだけでは意味がありませんが、策定義務も果たせないほど、いじめ問題に対する意識が薄いことを危惧しています。

平成30年10月に文部科学省が発表した調査結果では、小中高校のいじめの認知件数は1414,378件と過去最高となりました。いじめ認知件数の推移は3年前に比べて2倍以上となっています。

私たちは地域の身近な問題として、いじめを捉えなくてははいけません。受動的な子どもたちの立場を考え、大人が社会がしっかりと向き合う必要があります。県内でもいじめは増加しています。昨年は北杜市でもその対応が大きな問題となりました。まずは、周りにいる子どもたちに目を向けましょう。行政や教育現場が、いじめ問題にしっかりと取り組む山梨県であって欲しいと願います。



今後の
予定

人権啓発パネル展 2月8日(金)～21日(木) 甲府市役所1F市民活動室・甲府市南西公民館
人権啓発講演会 2月14日(木) 甲府地区広域行政事務組合消防本部
2月15日(金) 甲府市役所庁舎

協賛：山梨県、甲府市、甲斐市



国連 NGO 横浜国際人権センター山梨ランチ 代表：横山隆史

〒400-0031 山梨県甲府市上町 601-4 甲府市環境センター内 なでしこ工房 1 階事務室

TEL. 055-243-8563 FAX. 055-243-8564 <http://yamanashi.yihrc.or.jp/> E-mail. yamanashi@yihrc.or.jp